■キャッシュカード機能一体型特約

第１条（適用会員）

⑴ この特約は、株式会社ゆうちょ銀行（ 以下「当行」といいます。）及び株式会社ジェーシービー（以下「ＪＣＢ」といいます。）に対し、この特約及びＪＰ ＢＡＮＫ ＪＣＢ カード会員規定（以下「会員規定」といいます。）を承認のうえ、当行及びＪＣＢ（以下「両社」といいます。）所定の方法で次条の一体型カード等の利用申込みをし、両社が適当と認めた方（以下「本会員」といいます。）に対して適用します。

⑵ この特約は、会員規定第１条（会員）第２項の家族会員に対しても適用します。（以下本会員及び家族会員を「会員」といいます。）

第２条（一体型カード等）

⑴ 一体型カードとは、会員規定第２条（カードの貸与及びカードの管理）により両社が発行し当行が貸与するカード（以下「クレジットカード」といいます。）に、当行所定の方法による通常貯金の預金者の申出により、当該貯金に係るキャッシュカードとしての機能（キャッシュカード規定において定められている利用の方法をいいます。以下「キャッシュカード機能」といいます。）を追加したカードをいいます。

⑵ 一体型家族カードとは、会員規定第２条（カードの貸与及びカードの管理）により両社が発行し当行が貸与する家族カード（以下「家族カード」といいます。）に、当行所定の方法による前項の通常貯金の預金者の申出により、キャッシュカード機能を追加したカードをいいます。なお、両社が、本会員に一体型カードを発行し、当行が貸与する又は貸与している場合に限り、家族会員に一体型家族カードを発行し、貸与します。

⑶ 一体型カードの家族カードに係る申込区分は、当行所定の区分カードとします。

⑷ 一体型カードのキャッシュカード機能が対応する通常貯金口座を、クレジットカード利用代金、手数料等の自動払込口座として届けるものとします。

第３条（取扱店の範囲）

一体型カード及び一体型家族カード（以下「一体型カード等」といいます。）によるこの特約における各種届出等の取扱いは、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下この条、第８条第１項②及び第９条第１項において「本支店等」といいます。）において取り扱います。ただし、取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。

第４条（一体型カード等の所有権）

一体型カード等の所有権は当行に帰属します。

第５条（一体型カード等の発行）

⑴ 一体型カードとゆうちょデビット会員規定第６条（本カードの貸与と取扱い）第１項に規定する「本カード」又はキャッシュカード規定第１条（カードの利用）のキャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます。）はいずれの組み合わせにおいても併用はできないものとします。キャッシュカードをお持ちの預金者が、一体型カードの申込みをし、当行より一体型カードの貸与を受けた場合は、お持ちのキャッシュカードを直ちに切断・破棄するものとします。

⑵ 前項については、一体型家族カードとキャッシュカード規定第９条（代理人のカード）の代理人のためのカード（以下「代理人カード」といいます。）の併用についても同様とします。また、既に当行より代理人カードを交付されている預金者が一体型家族カードを申し込む場合、その一体型家族カードの名義は代理人カードと同一名義に限ります。

⑶ 第１項後段（前項により同様とされた場合を含みます。）による切断・破棄の前に会員に生じた不利益・損害等については、当行は一切責任を負いません。

第６条（一体型カード等の有効期限）

⑴ 一体型カード等の会員規定第６条（カードの有効期限）の有効期限は、両社が指定するものとし、一体型カード等の券面に表示された年月の末日までとします。一体型カード等の場合、当行

は、一体型カード等に係るキャッシュカード機能の取扱期間を指定することができます。

⑵ 有効期限の２か月前までに第９条第１項による利用の廃止の届出がなく、かつ、両社が引き続き会員として認める場合には、有効期限を更新した新しい一体型カード等とこの特約及び会員規定を送付します。有効期限が経過した場合には、本会員は有効期限が経過した一体型カード等を直ちに切断・破棄するものとします。この切断・破棄の前に会員に生じた不利益・損害等については、当行は一切責任を負いません。

⑶ 一体型カード等の有効期限内におけるカード利用による支払については、有効期限経過後といえども会員規定を適用するものとします。

第７条（一体型カード等のカードの再発行）

⑴ 本会員は、一体型カード等の盗難、紛失、汚染又はき損その他これに準ずるものとして両社が認めた事由により一体型カード等の再発行を受けようとするときは、両社所定の方法により請求してください。両社が適当と認めた場合に限り、一体型カード等を再発行します。この場合、キャッシュカード規定第17条（カードの再交付）第１項のＩＣキャッシュカードの再交付の請求があったものとして取り扱います。

⑵ 一体型カード等の再発行に当たり、本会員は、当行所定の方法により当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第８条（一体型カード等の偽造、盗難、紛失等）

⑴ 一体型カード等の偽造、盗難、紛失等の場合、偽造、盗難、紛失等により一体型カード等が他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、会員は、速やかに次の①及び②の連絡先の双方に通知することとします。

① ＪＣＢ紛失盗難受付デスク
（ＪＣＢ紛失盗難受付デスクの連絡先）
0120-794-082

② カード紛失センター又は本支店等（以下「紛失センター等」といいます。）
（カード紛失センターの連絡先）
0120-794-889

⑵ 当行又はＪＣＢは、ＪＣＢ紛失盗難受付デスクにおいて会員から前項の通知を受けた場合は直ちに会員規定に定めるクレジットカードとしての機能（以下「クレジットカード機能」といいます。）を停止し、紛失センター等において会員から前項の通知を受けた場合は直ちに一体型カード等による貯金の払戻停止及び振替停止の措置を講じます。

第９条（一体型カード等の機能の廃止等）

⑴ 次の場合には、本会員は、当行所定の届書に記名押印（又は署名）したうえ通帳及び一体型カード等を添えて本支店等に提出し、又は当行所定の方法により申し出てください。

① 一体型カード等のクレジットカード機能を廃止しようとするとき

② 一体型カード等のキャッシュカード機能を廃止しようとするとき

③ 一体型カード等のクレジットカード機能とキャッシュカード機能の双方を廃止しようとするとき

⑵ 前項の届出があったときは、会員規定第44条（退会及び会員資格の喪失等）第１項による退会の申出及びキャッシュカード規定第20条（カード利用の廃止等）第1項の廃止の届出があったものとして取り扱います。ただし、一体型家族カードのクレジットカード機能又はキャッシュカード機能を廃止しようとして前項の届出をしたときは、会員規定第44条（退会及び会員資格の喪失等）第５項の家族カードの利用の中止の申出及びキャッシュカード規定第20条（カード利用の廃止等）第１項の廃止の届出（一体型家族カードに限ります。）があったものとして取り扱います。

⑶ 会員は、次の①から⑥までの一にでも該当する場合は、当行に一体型カード等を提出する場合があること又は回収される場合があること若しくは一体型カード等を利用できなくなる場合があることをあらかじめ了承することとし、それに伴い会員に生じる不利益・損害等について、両社は一切責任を負わないものとします。

① 一体型カード等が偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行又はＪＣＢが判断した場合

② 当行又はＪＣＢが一体型カード等の利用を不適当と認めた場合

③　第１項の届出を行った場合
④　会員規定第44条（退会及び会員資格の喪失等）第４項により会員資格を喪失した場合
⑤　一体型カード等の再発行や諸変更手続きのため、会員が、両社のうちいずれか１社に一体型カード等を返還等した場合
⑥　現金自動支払機（以下「ＣＤ」といいます。）又は現金自動預払機（以下「ＡＴＭ」といいます。）の利用時に、暗証番号相違、ＣＤ・ＡＴＭの故障等の理由により一体型カード等が回収された場合

(4) 会員がこの特約又は会員規定に違反し若しくは違反するおそれがある場合には、当行又はＪＣＢはクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。

第10条（本カードの機能）

(1) 一体型カード等を、ＣＤ又はＡＴＭにおいて利用する場合においては、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。
(2) 前項の規定にかかわらず、希望取引以外の取引が発生した場合においても、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。
(3) 一体型カード等のキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、会員が、一体型カード等のデビットカード機能及びクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において一体型カード等を利用してショッピングを行う場合には、一体型カード等提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第11条（決済口座の変更）

一体型カードの申込みの際に届け出た自動払込口座は、変更できないものとします。

第12条（特約の改定）

当行は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来この特約を改定することができます。この場合、当行は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、又は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第13条（各規定の適用）

一体型カード等には、この特約のほか、「会員規定」、「キャッシュカード規定」、「生体認証規定」及び「デビットカード規定」が適用されます。ただし、各規定とこの特約とで相違が生じる場合には、この特約が優先して適用され、次いで会員規定が優先して適用されるものとします。

以上